

第29号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 5 月 1 7 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

府中市市税条例等の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 ３ 年 ３ 月 ３ １ 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市市税条例等の一部を改正する条例

(府中市市税条例の一部改正)

第1条 府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第37条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第52条の9第3項」を加える。

第37条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第52条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第52条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第74条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第8条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」

を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項を同条第15項とする。

付則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

付則第9条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第10条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度ま

で」に改める。

付則第10条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

付則第11条の2第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について府中市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年3月府中市条例第8号）による改正前の府中市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）付則第11条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第11条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

付則第11条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第12条中「同条第1項」を「付則第11条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

付則第13条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第13条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第13条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第14条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- ８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第７６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第１４条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

付則第２３条に次の１項を加える。

- ２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における付則第５条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（府中市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 府中市市税条例の一部を改正する条例（令和２年６月府中市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、府中市市税条例第４７条第１０項の改正規定中「第３２１条の８第５２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第５２項」を「同条第６０項」に改め、同条第１６項の改正規定中「第３２１条の８第６１項」を「第３２１条の８第６９項」に改める。

第２条のうち、府中市市税条例第４９条第４項の改正規定中「又は第３１項」に」の次に「、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」

に」を加える。

第2条のうち、府中市市税条例第51条の改正規定中「第51条第4項」を「第51条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、府中市市税条例付則第1条の2第2項及び付則第2条第1項の改正規定中「及び付則第2条第1項」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

付則第2条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の府中市市税条例（以下「新条例」という。）

第37条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の府中市市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分

は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- ２ 生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２６年法律第２２６号）附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和４年４月１日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- ２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。